



2025年2月21日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ビ ー グ リ ー  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 仁 平  
(コード番号：3981 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 管 理 本 部 長 三 吉 達 治  
(TEL. 03-6706-4153)

## 本店移転及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2025年2月21日開催の臨時取締役会において、2025年3月27日開催予定の第12期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 本店移転について

#### (1) 新本店所在地

東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー 4階

#### (2) 移転の理由

現在入居しているオフィスビルの定期建物賃貸借契約が2025年9月30日で終了することによるものであります。

#### (3) 本店移転日

本店移転日は、2025年9月30日までに開催される取締役会において決定する予定です。

#### (4) 業績への影響

2025年2月14日公表の2025年12月期の連結業績予想に織り込み済みです。

### 2. 定款の一部変更について

#### (1) 定款変更の理由

①前項記載の理由により、現行定款第3条に定める本店所在地を「東京都港区」から「東京都千代田区」に変更するものであります。

②当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) インターネットを利用した情報収集、情報処理、情報提供に関するサービス</p> <p>(2) デジタルコンテンツの企画、制作及び販売</p> <p>(3) アプリケーション・ソフトウェアの企画、開発、販売及び配給</p> <p>(4) 通信販売業</p> <p>(5) 書籍・雑誌等の発行、販売</p> <p>(6) 著作権、出版権、デジタル配信権、映像化権、二次利用権等の知的財産権の国内外における管理、受託、仲介、賃貸借及び販売</p> <p>(7) 映画、アニメーション等の企画、開発、制作及び輸出入</p> <p>(8) 印刷業</p> <p>(9) 広告代理業及び広告宣伝業務</p> <p>(10) 上記各号に関わるコンサルティング業務</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p><u>(11) 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>第4条～第44条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>当社は、第3回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免</p>	<p>第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) インターネットを利用した情報収集、情報処理、情報提供に関するサービス</p> <p>(2) デジタルコンテンツの企画、制作及び販売</p> <p>(3) アプリケーション・ソフトウェアの企画、開発、販売及び配給</p> <p>(4) 通信販売業</p> <p>(5) 書籍・雑誌等の発行、販売</p> <p>(6) 著作権、出版権、デジタル配信権、映像化権、二次利用権等の知的財産権の国内外における管理、受託、仲介、賃貸借及び販売</p> <p>(7) 映画、アニメーション等の企画、開発、制作及び輸出入</p> <p>(8) 印刷業</p> <p>(9) 広告代理業及び広告宣伝業務</p> <p>(10) 上記各号に関わるコンサルティング業務</p> <p><u>(11) 子会社及び関連会社の経営管理・財務管理に関するコンサルティング業務</u></p> <p><u>(12) 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。</p> <p>第4条～第44条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の責任減免に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 当社は、第3回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責</p>

<p>除することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(定款変更の効力発生日)</p> <p><u>第2条 定款第3条の変更は、2025年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p>
---	---

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年3月27日(予定)
定款変更の効力発生日	第2条 2025年3月27日(予定)
	第3条 2025年9月30日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生ずるものとする。

以 上